

保護者の皆様

羽曳野市こどもえがお部子育て給付課

新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が休園等となった児童に係る 利用者負担額等の取扱いについて

平素より本市保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が臨時休園等となった児童、感染者または濃厚接触者と指定された児童等の利用者負担額等につきましては、それぞれの期間に応じ日割りでの減額を行っているところですが、国の方針や社会情勢等を鑑みて減額の対象者等の取扱いを令和4年9月1日より一部変更いたします。

具体的には下記のとおりとなります。(網かけ部分に変更箇所となります。)

記

1.減額の対象者

- ① 子ども等の感染が発覚し、臨時休園(学級閉鎖)等となった施設の入所児童
- ② 感染者または濃厚接触者と指定された児童
- ③ 同居家族が保健所等の指示によりPCR検査を受け、検査結果が判明するまで家庭保育を行った児童
- ④ その他感染の疑いがあると施設が認める児童(家庭の方針により登園自粛する場合は除く。)

2.対象期間

- ① の対象者…臨時休園等の期間
- ② の対象者…施設が指定する期間
- ③ の対象者…同居家族が保健所等の指示により、PCR検査を申込んだ日から検査結果が判明する日までの期間
- ④ の対象者…施設が指定する期間

3.対象となる費用等

保育料(給食費については各施設にお尋ねください。)

4.申請方法

- ①の対象者…申請は不要です。
- ②③④の対象者…申請が必要です。

※入所施設にて「新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額等減額申請書」をお受け取りいただき、施設にて証明書欄に記入いただいたうえで申請してください。

5. 減額後の利用者負担額等の計算式

【保育料】

月額保育料 × 対象となる期間を除く開所日数 ÷ 25 日 ※(10 円未満切り捨て)

【給食費】

各施設にお尋ねください。

6. 利用者負担額等の返還方法

保育料…一旦、利用者負担額等を全額納めていただき、差額分を還付いたします。

給食費…各施設にお尋ねください。

上記取扱いについては、令和4年9月1日時点でのものとなります。

今後の国等の方針により、変更する場合があります。

(お問合せ)

羽曳野市 こどもえがお部

子育て給付課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1254)